

国名	スペイン
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	<p>・制度は職業別に分かれており、一般的制度（民間被用者、一部の公務員）、特別制度（自営業者、農業従事者、船員、坑内員、家事使用人、学生、特定公務員）がある。</p> <p>・退職年金の最低保障額は、年齢、扶養者の有無により異なる。</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般制度の場合、スペインで働く労働者は強制的に加入する (◎)。</li> <li>・特別制度の場合、制度ごとに対象者が定められている (◎)。</li> </ul>
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金・医療（現金給付）の保険料は計28.3%（雇用者23.6%，被用者4.7%）</li> </ul>
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳4カ月（2016年）</li> <li>・2013年から2027年にかけて、65歳から67歳に段階的に引き上げる。2013年から2018年までは1年ごとに1カ月、2019年から2027年までは1年ごとに2カ月ずつ引き上げられる。</li> </ul>
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年以上の保険料拠出を行ってきた65歳4カ月の被保険者に受給権が与えられる。15年という最小限の期間の拠出をした場合は50%の受給権を得ることができ、35年6カ月（2016年時点）の拠出で100%の受給権を得ることができる。</li> <li>・なお、100%の受給権を得る拠出期間は、2013年から2019年までは35年6カ月、2020年から2022年までは36年、2023年から2026年までは36年6カ月、そして2027年以降は37年の拠出期間が必要となる。</li> </ul>
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得比例。</li> <li>・退職する直前の19年間（2016年）の報酬総額の年平均に、保険料を拠出した期間に応じた適応比率を掛け、それを14で割ったものが年金額となる。</li> <li>・年に14カ月分（6月と11月のみ2カ月分）が支払われる。</li> <li>・なお、算定に用いられる報酬総額の計算対象期間は、2012年は15年間であったが、2013年から毎年1年ずつ増加しており、2022年には25年となる。</li> </ul>
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付建て（社会保険方式・賦課方式）</li> </ul>
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無拠出型の年金は国庫負担・最低保障は社会保険料の財源で賄われている。</li> </ul>
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢、配偶者の有無により金額は異なるが、65歳かつ配偶者ありの場合は年間10,932.60ユーロ（月に780.9ユーロ×14回）、配偶者なしの場合は年間8,860.6ユーロ（月に632.9ユーロ×14回）になる（2014年）。</li> </ul>
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫負担により無拠出型年金が支払われる。</li> </ul>
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二階部分に企業年金、三階部分に個人加入・団体加入の年金制度がある。</li> </ul>
国民への個人年金情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不明</li> </ul>

## スペインの年金制度

大谷昌児（ニッセイアセットマネジメント株式会社  
投資信託営業部営業部長）

### 1. 制度の特色

スペインにおける年金システムは2層構造になっている。第一の柱は公的なもので、全国民をカバーしている。制度の枠組みとしては、賦課方式（payas-you-go）に基づく強制的な拠出型年金と、拠出型制度の受給資格を持たない人のための無拠出型の制度がある。第二・第三の柱は私的なものであり、企業等が運営する職域年金制度と、個人が加入する年金制度がある。

#### (1) 第一の柱

##### ① 拠出型年金制度

性別、既婚未婚の別、または仕事内容・職業に関わらず、スペインに居住する人々は、スペインで働く限り強制的に加入することが義務付けられている。制度は職業別に分かれており、一般制度とそれ以外の特例制度からなる。一般制度が最も主要な制度であり、契約形態等を問わず、ほとんどの労働者が加入する制度である。一方、特例制度とは、特定分野の労働者が加入し、農業従事者特別制度、海事労働者特別制度、自営業者特別制度、炭鉱労働者制度、家事使用人特別制度、特定公務員特別制度などがある。

##### ② 無拠出型年金制度

無拠出型年金は年金支給開始年齢に到達し、生計維持手段を持たず、かつ制度へ十分な拠出を行わなかったか、または全く行わなかったために拠出型制度の受給権を有しない人々に対して与えられる。支給要件は、支給年齢に達していること、スペイン領土内に合法的に居住している等である。なお、財源は税収入でまかなわれる。

#### (2) 第二の柱

##### ① 第二の柱

いわゆる職域年金であり、制度のスポンサーは団体や企業、加入者はその従業員となる。この制度の場合、年金の原資となる資産は外部積立によるもの

に限られ、内部基金等の創設は認められていない。スポンサーである企業等が破産や財務状況の悪化に陥った場合でも労働者及び受益者の利益を保護するためであり、また年金財政を貸借対照表から外すことによって企業は本業に集中できると考えられているためである。なお、制度は確定給付型、確定拠出型の他、ハイブリッド型があり、掛け金は雇用者と従業員で負担する。

##### ② 第三の柱

###### a) 連合、組合等の団体年金制度

スポンサーが連合や労働組合、同業組合（ギルド）等であり、加入者は組合員等関係者で構成されるプランである。加入は個人の意思に基づく。制度には確定給付型、確定拠出型、ハイブリッド型があり、掛け金は加入者のみからの拠出となる。

###### b) 個人年金制度

金融機関がプランを設定。全ての個人が加入できる。制度は確定拠出型であり、掛け金は加入者のみからの拠出となる。

### 2. 沿革

現在に至るまでのスペインの社会保障制度及びその進展については、20世紀を通じた産業化・工業化の過程を経た社会のニーズに応えるため、政治的、法律的、組織的な基準に従って形作られた。スペインの社会保障制度の源は本質的には労働に関連しており、その目的は労働者社会の統一であった。制度を発展させるため、そして全ての労働者を包括するための努力の結果、労働者のための制度からついに国民全体をカバーする制度へと発展を遂げた。その発展過程は3つの段階に特徴付けられる。

#### ・第一段階：現在の制度の先駆

1900年～1962年の間、労働リスクや労働側からのニーズをカバーするためいくつかの制度が設立された結果、リスクは効果的にカバーされたものの、受益者はまだ制限されていた。つまりこの段階では不十分かつ不公平な社会保障制度であった。

#### ・第二段階：制度の具体化・強化

1963年から1972年までの期間については、社会保障制度は法律にかつシステムの的に制度の具体化・強化が行われた期間として特徴付けら

れる。

- ・第三段階：全国民を対象とした制度への変革  
1972年から今日までは、全ての国民をカバーする社会保障構造の認識と実行、組織構造の改革、合理化の推進等により特徴付けられる。

### 3. 制度体系の概要

一般的なルールとして、15年以上の拠出を行い、かつ年金支給開始年齢に達した労働者に受給権が与えられる。この15年という最小限期間の拠出をした者は、受給権の50%を得る権利が与えられる。100%の受給権を得る拠出期間は2013年以降に段階的に増加されており、2027年以降は37年の保険料納付期間が必要となる。なお、年金の支払いは年に14カ月分（6月と11月のみ2カ月分支払われる）となる。

### 4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

#### (1) 給付算定方式、スライド方式

給付額については、「法定基礎×拠出期間に応じた減額割合」の式により算出される。

#### ① 年金の法定基礎の計算（2012年まで）

退職する直前の15年間に支給された報酬額の年間平均を14（1年間に14カ月分が支払われるため）で割ったものが1カ月分の法定基礎となり、14カ月分が1年間に支払われることとなる（6月と11月のみ2カ月分支払われ、それ以外の月は1カ月分支払われる）。なお、計算に用いられる報酬総額のうち、直近の2年以外の13年間の報酬に関しては、消費者物価指数の変化に従って金額が修正される。

$$1 \text{ カ月分の法定基礎} = \frac{\text{退職直前15年間の報酬総額}}{15} \div 14$$

#### ② 拠出期間に応じた適用比率（2012年まで）

①にて計算した法定基礎に、下記の適用比率を掛ける。

拠出年数	適用比率
15年	50%
16～25年	1年追加毎に3%加算
26～35年	1年追加毎に2%加算
35年	100%
35年以上	1年追加毎に2%加算

#### ③ 2013年以降の計算方法について

上記①の法定基礎の計算に際し、算定に用いられる報酬総額の計算対象期間は、2012年は15年間であったが、2013年から毎年1年ずつ増加しており、2022年には25年となる。そのため、2016年は19年間の報酬総額の年平均を14で割ったものが1カ月分の法定基礎となる。

また適用比率についても徐々に拠出日数が引き上げられており、100%の適用比率を受けるためには、2013年から2019年までは35年6カ月、2020年から2022年までは36年、2023年から2026年までは36年6カ月、そして2027年以降は37年の保険料納付期間が必要となる。

#### (2) 支給開始年齢

2012年までは65歳からの支給であったが、徐々に引き上げられる予定。2013年から2027年にかけて、65歳から67歳に段階的に引き上げる。2013年から2018年までは1年ごとに1カ月、2019年から2027年までは1年ごとに2カ月ずつ引き上げられる。なお、2016年は65歳4カ月が支給開始年齢となる。

なお、65歳時点での退職がペナルティなしで認められている保険料納付期間（つまり100%の適用比率が用いられる納付期間）は、2013年が35年3カ月となり、2025年には38年6カ月となる。

### 5. 負担、財源

社会保険料は、算定基礎額及び雇用主、労働者ごとに定められた保険料率によって金額が決まる。一般制度における保険料算定のための基礎額は労働者が受け取る総報酬額である。算定基礎額の最高限度額は、2014年時点において3,597ユーロ/月、最低限度額は753ユーロ/月である。一般制度の保険料率は28.3%で、このうち23.6%を雇用主が支払い、残りの4.7%を従業員が支払う。保険料は全て労働者の賃金から源泉徴収する形で納められる。

なお、一般制度（最低保障年金に届かなかった場合の補填分も含む）は、全て雇用主、及び労働者からの社会保険料によってまかなわれている。

### 6. 財政方式、積立金の管理運用

第一の柱である拠出型の年金制度については、賦

課方式を採用している。また、年金決算後の社会保険料の余剰を積立てて、それを運用するための基金がある。基金設立の狙いは、将来の高齢化により生じる年金財務上のリスクを減少させることにある。現在の投資先の約9割は自国債券となっている。

## 7. 制度の企画、運営体制

- ・制度全体の監督はMinistry of Employment and Social Security (<http://www.empleo.gob.es>) が担当
- ・社会保障制度に関する経済的資源の管理、雇用主や被保険者の登録、保険料の集金はGeneral Treasury of Social Security (<http://www.seg-social.es>) が担当
- ・現金給付の管理や支払いはMinistry of Employment and Social Securityの関係組織であるNational Institute of Social Security (<http://www.seg-social.es>) が担当
- ・高齢者等に対する無拠出年金の管理や補完的な現物給付の管理はInstitute of Elderly and Social Services (<http://www.seg-social.es>) が担当

## 8. 最近の議論や検討の動向、課題 (今後の見通し、評価を含む)

スペインでは近年、極めて重要な年金改革が決断された。まず一つは、年金給付額が平均余命により

調整されるサステナビリティファクターの導入である。実施は2019年からとされており、5年毎に年金額が見直される仕組みだ。加えて、過去5年間の社会保険料と年金給付額のバランス、及び今後予測される5年間の社会保険料と年金給付額のバランスを考慮して年金の給付額が調整される仕組みも採用されており、こちらについては2014年の1月からスタートをしている。その他、年金給付額の上昇率に下限と上限が設けられており、下限は0.25%、上限は前年のCPI+0.5%である。上昇率は毎年、経済環境や景気動向に応じて決定され、2014年は下限である0.25%が採用されている。これらの改革については、いずれもスペインの年金財政にとってかなりの効果が期待されている。

また、2014年の後半から、社会保険料の徴収方法に関する新しいシステムを導入した。今までは支払うべき社会保険料の計算を雇用者が自ら行い、社会保険料の納付を行っていたが、今後はGeneral Treasury of Social Security (TGSS) が各企業の被用者の保険料を計算し、TGSSが直接、雇用者に支払いを請求する仕組みとなった。スペイン政府によると、このシステム導入により、雇用者サイドは保険料計算ミスに対して課されるペナルティ費用、及び管理費用を削減できるため、1年でおよそ6,340万ユーロのコストが削減できるとの試算を出している。